

令和5年10月30日開催

令和5年度
燕市農業委員会第7回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月30日(月曜日)
午後1時30分～午後1時50分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(25名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁		

4. 欠席委員

欠席 1名 20番 阿部 恵作

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第15号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

報告第16号 農地の転用事実に関する照会について

報告第17号 農地等の現況に係る照会について

(4) 議事

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 35 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 39 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

5 番 山上 忠 6 番 澤口 隆行

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 20 番 阿部 恵作委員の 1 名であります。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 7 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 5 番 山上 忠 委員及び</p> <p>議席番号 6 番 澤口 隆行 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 14 号から第 17 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号 32 番 井土巻三丁目の田、1 筆、313 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 33 番 笈ヶ島字向島の田、1 筆、4,896 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 34 番 熊森字柳島の田、1 筆、3,060 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 35 番 燕の田、1 筆、3,285 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 36 番 八王寺字荒所の田、1 筆、1,021 m²、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 37 番 粟生津字山王の田、1 筆、4,585 m²、売買に伴う利用</p>

事務局	<p>権の解約であります。</p> <p>受付番号 38 番 泉新字浦田の田、1 筆、970 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 15 号「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」であります。</p> <p>受付番号 2 番 国上字砂田の田、計 6 筆、2,249 m²、新地目は山林。農地法適用以前より現況が山林であるためです。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 16 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 11 番 南一丁目の畑、計 2 筆、226 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 12 番 殿島二丁目の田、計 2 筆、168 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。昭和 48 年 2 月 8 日農地法第 4 条、貸ガレー敷地。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 17 号「農地の現況に係る照会について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 柳山字前畑 324 番の畑、他 7 筆の田畑、418.98 m²につきまして、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。小作人等についてはなし。買受適格証明書の要否については要する。農用地区域外となります。</p> <p>また、柳山字前畑 332 番の畑、他 19 筆の田畑、15,737 m²につきまして、現況地目は農地、転用許可等の有無はなし。小作人等については有り。買受適格証明書の要否については要する。農用地区域内となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>

議 長	<p>それでは、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 20 番 粟生津字山王の畑、1 筆、96 ㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 21 番 吉田下中野字潟ノ内の畑、1 筆、232 ㎡、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の同じく 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 22 番 田中新字前田、他の田畑、計 2 筆、759 ㎡、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 23 番 燕の田、1 筆、3,285 ㎡、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の同じく 2 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 10 月 20 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>10 月 20 日、午後 1 時 30 分より、市役所 4 階 委員会室で、第 3 事前審査委員会、欠席なし、出席委員 12 名による審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」4 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 35 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 35 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 9 番 笈ヶ島字本成寺森の田、1 筆、968 m ² 、当初計画では倉庫及び物置を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場 21 台を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 3～4 頁をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 36 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 36 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。

事務局	<p>受付番号4番 二階堂字家ノ脇の畑、1筆、390㎡、転用目的は、住宅。令和6年1月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料5～6頁をご覧ください。</p> <p>当該地に自用住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号42番 小中川字境浦の畑、1筆、99㎡、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、位置図・土地利用計画図は、議案資料7～8頁をご覧ください。</p> <p>現在家族3世代で同居しておりますが、生活様式の違いから、祖父が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農</p>

事務局	<p>地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 43 番 小高字新田の畑、計 2 筆、348 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 6 年 2 月 29 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9～10 頁をご覧ください。</p> <p>両親と同居しておりますが、家族が増え手狭となったため、親が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 44 番 横田字寺表の畑、1 筆、239 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 6 年 5 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 11～12 頁をご覧ください。</p> <p>両親と同居しておりますが、家族が増え手狭となったため、親が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 45 番 柚木字寺郷屋の田畑、計 5 筆、220 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 6 年 3 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 13～14 頁をご覧ください。</p> <p>両親と同居しておりますが、現在の住宅が手狭となったため、親が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 46 番 笈ヶ島字本成寺森の田、1 筆、968 m²、転用目的は駐車場 21 台。契約内容は売買、令和 5 年 11 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 3～4 頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号 9 番で説明した案件であります。</p> <p>自動車の販売及び修理業を営んでおりますが、現在使用している敷地が手狭となったため、当該地を購入し従業員及び、代車の駐車場として使用するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 47 番 吉田法花堂字土井外の田、1 筆、1,159 m²、転用目的は車両置場。契約内容は売買。令和 6 年 3 月 10 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 15～16 頁をご覧ください。</p> <p>自動車修理業を営んでおりますが、現在使用している敷地が手狭となったため、当該地と隣接する宅地及び建物を併せて購入し、修理工場の移転及び車両保管置場として使用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可申請」6 件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p>

議 長	<p>とおりの「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおりの「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 38 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 38 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 4 番 粟生津字山王の田、1 筆、4,585 m²、移転時期は令和 5 年 11 月 27 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 11 月 30 日。位置図は議案資料 17 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 5 番 太田字太田前の田、1 筆、25 m²、移転時期は令和 5 年 11 月 27 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 11 月 30 日。位置図は議案資料の同じく 17 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。</p> <p>受付番号 4 番 吉田法花堂字大開の田、計 4 筆、11,574 m²、設定期間は令和 15 年 11 月 6 日までの 10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 2 件、利用権の新規設定 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p>

議 長	<p>とおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 39 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 39 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 275 番 吉田法花堂字下曾根、他の田、計 10 筆、9,166 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年、対価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、9 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 276 番 下粟生津字横町の田、1 筆、2,502 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 14 年 11 月 30 日までの 9 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、4 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 277 番 二階堂字囿内の田、計 2 筆、2,018 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 9 年 12 月 27 日までの 4 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 162 番 吉田法花堂字下曾根、他の田、計 10 筆、9,166 m²、設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>次に、9 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 163 番 下粟生津字横町の田、1 筆、2,502 m²、設定期間は令和 14 年 11 月 30 日までの 9 年であります。</p>

事務局	<p>次に、4年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 164 番 二階堂字囲内の田、計 2 筆、2,018 m²、設定期間は令和 9 年 12 月 27 日までの 4 年であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 3 件、公社貸付 3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 38 号、第 39 号の案件につきましては、<u>11 月 6 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 7 回総会を閉会致します。</p> <p style="text-align: center;">(終了時刻 午後 1 時 50 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月30日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 山上 忠

議事録署名委員 澤口隆行
